



2026/06/10 17:50 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成15年10月22日	不動産番号	4103000580464
地図番号	G52	筆界特定	余白		
所 在	北秋田郡比内町扇田字蟹沢			余白	
	大館市比内町扇田字蟹沢			平成17年6月20日行政区画変更 平成17年6月22日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
30番	畑	773:		余白	
余白	余白	2303:		③39番、40番、41番を合筆 国土調査による成果 〔昭和60年5月9日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月22日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成14年3月19日 第2704号	原因 平成13年4月4日相続 所有者 北秋田郡比内町扇田字伊勢堂岱60番 地3 児 玉 一 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月22日
2	所有権移転	平成19年1月15日 第613号	原因 平成18年9月30日相続 所有者 大館市比内町扇田字伊勢堂岱60番地 3 児 玉 憲 子
3	所有権移転	平成25年7月19日 第5918号	原因 平成25年7月18日売買 所有者 大館市比内町扇田字本道端76番地 古 川 市 太 郎
4	所有権移転	令和3年7月28日 第7120号	原因 令和2年12月31日相続 所有者 秋田市御野場新町四丁目4番21号 古 川 市 明

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。